

第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第 2 条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 4 条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関すること。 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関すること。 4 競技施設の整備計画の立案に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関すること。
主会場選定専門委員会	開・閉会式場および陸上競技会場の選定に関すること。	
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 その他広報および県民運動に係る事項に関すること。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の立案に関すること。 2 競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。 3 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 リハーサル大会に関すること。 5 競技記録に関すること。 6 その他競技運営に係る事項に関すること。